

門真市立砂子みなみこども園
自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この仕様書は、門真市が管理する門真市立砂子みなみこども園における自家用電気工作物保安管理業務の仕様に関して定めたものである。

第1章 一般事項

1-1 件名

門真市立砂子みなみこども園自家用電気工作物保安管理業務委託

1-2 委託期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

1-3 業務対象施設

- (1) 所在地 門真市千石西町10番8号
- (2) 名称 門真市立砂子みなみこども園

1-4 受電設備概要

- (1) 受電電圧 6.6 k V
- (2) 受電設備容量 450 k V A
- (3) 非常用予備発電設備容量 25 k V A

1-5 業務内容・目的

門真市立砂子みなみこども園における自家用電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、巡視・定期点検等の保安管理業務を行う。

1-6 支払方法

3か月ごとの完了払

第2章 保安管理業務

2-1 保安管理業務の内容

発注者が受注者に委託する保安管理業務は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項に定める発注者の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務とする。

受注者は発注者の保安規程に基づいて次の各号に掲げるとおりとし、その結果について発注者に報告するとともに経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」という。）
なお、受注者は定期点検時に発注者に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行うものとする。
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じての臨時点検
- (4) 法令に定める官庁検査の立会いを行うものとする。
- (5) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が、電気関係法令に基づいて行う検査の立会いを行うものとする。
- (6) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言を行うものとする。
- (7) その他受注者がこの契約を履行するため必要な事項を行うものとする。

2-2 発注者及び受注者の協力義務

- (1) 発注者は、受注者の保安管理業務の実施にあたり発注者に指導した事項又は発注者受注者協議決定した事項については、速やかに必要な

措置をとり、また、受注者が助言した事項については、受注者の意見を尊重するものとする。

- (2) 発注者は、受注者の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
- (3) 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

2-3 連絡責任者等

- (1) 発注者は、発注者の保安規程に定める連絡責任者をあらかじめ指名するものとする。また、発注者は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名及び連絡方法等を受注者に通知するものとする。

なお、設備容量が 6,000 k V A 以上となる場合の連絡責任者は、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に規定する第 1 種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとする。

- (2) 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。

2-4 点検結果の報告

受注者は、実施した点検結果を記載した報告書を作成し、発注者へ提出するものとする。

2-5 記録の保存

受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者が報告者の氏名と報告内容を確認するとともに、発注者受注者双方において 3 年間保存するものとする。

2-6 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、発注者の設置する自家用電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規

則（平成7年号外通商産業省令第77号）に適合する者をあてるものとする。

また、受注者は、保安業務担当者等が事故等により保安管理業務が実施できない場合は、他の電気事業法施行規則に適合する者が業務を実施すること。

- (2) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、提示すること。
- (3) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。ただし、保安業務従事者が業務を行う場合は、あらかじめ発注者に届け出るものとする。
- (4) 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。ただし、補助者を同行し、業務を行う場合は、あらかじめ発注者に届け出るものとする。
- (5) 電気工作物に事故、故障等が発生した場合、保安業務担当者等又は受注者の職員を対応させるものとする。
- (6) 受注者は、前各項で定める保安業務担当者等を定め、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に届け出ることとする。なお、保安業務担当者等の変更の場合にあっても同様とする。

2-7 点検の延伸

発注者又は受注者は、次の各号の事情により当該月の定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」という。）が実施できない場合は、発注者受注者協議の上、代替日を決定し定期点検を実施、又は電話等の問診に換えることができるものとする。

- (1) 病原性ウイルスやその他感染拡大のおそれがある疾病が発生した場合
- (2) 地震、台風、水害等により点検に赴けない場合
- (3) その他特別な事情による場合

2-8 電気工作物の設置又は変更

- (1) 発注者は、その自家用電気工作物を新たに設置又は変更しようとするときは、受注者と事前に協議し、電気工作物の安全確保に遺漏ないように努めるものとする。

2-9 発注者の通知義務

発注者は、次の各号に定める事項を受注者に通知するものとする。

- (1) 代表者の変更等による権利義務の承継
- (2) 業務対象施設の名称及び所在地の変更
- (3) 連絡責任者の決定又は変更
- (4) 電気事故
- (5) その他受注者の保安管理業務実施の上で受注者が必要として発注者に通知を求めた事項

2-10 設備の特殊性のため点検できない場合の措置

発注者は、次の各号のいずれかに該当する設備の点検については、受注者の監督の下で点検、測定・試験の全部又は一部を発注者の責任及び負担により、専門業者等に依頼して実施するものとする。これに関し、発注者の求めに応じ受注者は指導又は助言を行うこと。また、発注者はその結果を受注者に通知するものとし、受注者は結果を確認し必要に応じ指導又は助言を行うものとする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (3) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整

- を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
 - (6) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピューター等を使用する回路
 - (7) 業務対象施設外で使用されている電気機器である自家用電気工作物
 - (8) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線
 - (9) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

2-11 設置場所の特殊性のため点検できない場合の措置

発注者は、電気使用場所の設備の点検について、次の各号の場所において発注者の都合、その他の理由で受注者がその場所に立入りできない場合は、発注者が受注者より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を受注者に通知するものとする。なお、その点検結果について受注者が点検を行う必要を認めたときは、発注者は受注者の立入りについて措置するものとする。

- (1) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- (2) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- (3) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- (4) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- (5) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

2-12 不安全施設に関する措置等

- (1) 発注者は、受注者が実施する保安管理業務の安全をはかるため、良好な作業環境の確保に努めるものとする。
- (2) 発注者は、受注者が保安管理業務を実施するための通路又は足場の

状態が悪く、作業者の安全が確保しがたい施設等について、発注者の負担にて改修するものとする。

2-13 別表「巡視、点検及び測定・試験の基準」に記載する主要な事項の取扱い

- (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施する。また、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとする。
- (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷及び汚損並びに機械器具及び配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施すること。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがあるものとする。
- (3) △印のものは、受注者の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。

2-14 落雷及び水災による受電設備の損傷に対する保険での保証

受注者は、発注者の受電設備が落雷又は水災により損傷した場合は、発注者の申出により、受注者の加入する「受電設備保証保険」から、発注者の受電設備を事故発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要した費用を保険により保証するものとし、その内容は次のとおりとする。ただし、高潮及び地震・噴火による津波は保険の保証対象とならない。

- (1) 保険の対象となる受電設備（保険の目的）は、電気事業者との責任分界点から受変電設備内の低圧配線用遮断器又は開閉器の二次側端子までの機器・設備とする。
- (2) 保険の対象とならない受電設備は、上記以外の機器及び設備並びに上記の間に設置されている「木柱、コンクリート柱、屋側、フェンス」とする。

- (3) 支払われる保険金（給付金）は、損傷を受けた受電設備を事故発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要した費用から、発注者の負担額（2万円）を差し引いた金額とする。なお、「改修のお願い」のあったもの等については、別途協議するものとする。
- (4) 「受電設備保証保険」の内容等の変更については、受注者は発注者の了解を得ず保険会社との契約内容を変更できるものとし、変更した場合は、発注者に変更内容を通知するものとする。

2-15 受注者の設置する低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」という。）は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者の業務対象施設の低圧電路の絶縁状態を監視するため、受注者の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとする。
- (2) 発注者は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとする。
- (3) 受注者は監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」という。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合は、受注者の定めた対応基準により対応を行うとともに、受注者はその受信記録を3年間保存するものとする。
- (4) 発注者は、受注者の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとします。万一、発注者の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとする。
- (5) 受注者は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとする。

2-16 損害賠償

受注者の故意又は重大な過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、発注者が受注者の過

失を立証できない場合又は受注者の責に帰することのできない事由による
ときは、受注者は責任を負わないものとする。